

○狛江市附属機関の設置に関する条例

平成25年3月29日条例第3号

改正

平成27年3月27日条例第6号

平成30年3月30日条例第1号

令和3年3月30日条例第1号

狛江市附属機関の設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

2 執行機関は、前項に規定するもののほか、規則に定めるところにより臨時に、期間を定めて附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表(第2条,第3条関係)

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	基本計画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 基本計画の推進に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項
	男女共同参画推進委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、提言すること。 (1) 男女共同参画に係る計画の推進に関すること。 (2) 男女共同参画社会の実現に関すること。 (3) その他市長が必要と認める事項
	市史編さん委員会	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。 (1) 歴史的資源の取扱方針に関すること。 (2) 市史編さん事業の基本構想、基本方針及び基本計画の策定に関すること。

		<p>(3) 市史編さんの基本方針に関すること。</p> <p>(4) その他市史編さんの過程において把握された課題に関すること。</p>
市民公益活動事業補助金交付事業選考会		市長の諮問に応じ、狛江市市民公益活動事業補助金（新しい風補助金）を交付する事業を審査し、提言すること。
地域包括支援センター運営協議会		<p>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。</p> <p>(1) 支援センターの設置及び担当地域に関すること。</p> <p>(2) 支援センターの設置者の選定及び変更に関すること。</p> <p>(3) 支援センターの運営及び評価に関すること。</p> <p>(4) 高齢者サービスその他の地域における多様なサービスとのネットワークの形成に関すること。</p> <p>(5) 支援センターの職員管理に関すること。</p> <p>(6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2（老人介護支援センター）の規定に基づき設置された施設の運営に関すること。</p> <p>(7) その他市長が必要と認める事項</p>
健康づくり推進協議会		市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申すること。

		<p>(1) 各種健康診査，健康相談，保健栄養指導，健康教育その他市の保健事業に関すること。</p> <p>(2) 市の健康づくりに係わる計画に関すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める事項</p>
教育委員会	教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会	教育委員会の諮問に応じ，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価結果について調査審議し，意見を付して答申すること。
	教科書選定協議会	教育委員会の諮問に応じ，市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択に関する事項の調査審議し，全ての教科用図書について意見を付して答申すること。
	いじめ問題対策委員会	教育委員会の諮問に応じ，いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項の規定によりいじめの防止等のための対策に係る事項について調査審議し，意見を付して答申すること及び同法第28条第1項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。